

共通研修に関する告知

日本歯科放射線学会の専門医資格の新規取得または5年毎の更新には日本歯科専門医機構に認定された共通研修10単位が必要です。

- 1) 共通研修受講は専門医に対して新たに設けられた必須認定要件で、年間2単位ずつ取得して、5年間で合計10単位になることが推奨されています。1日あたり1講習1時間で1単位、2単位が上限です。
- 2) 日本歯科放射線学会の春と秋の学術大会で共通研修を受講できます。教育講演や特別講演とは異なりますので、注意してください。また、口腔外科学会等の他学会や日本歯科専門医機構でも共通研修が開催されており、歯科放射線学会会員が単位を取得できる場合があります。
- 3) 研修には5つの区分があり（①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染対策、⑤医療関連法規、医療経済）、申請時の10単位中に全ての区分が含まれていなければいけません。
- 4) これまで歯科放射線学会で開催した共通研修の区分は以下のよう

なりますので、ご参照ください。

(2021年に日本歯科専門医機構が実施した要項改訂により、お手持ちの証明書の区分番号とは異なっている場合があります。)

2020年秋季(計2単位) ③、「隣接医学」は区分該当無しの1単位

2021年春季(計1単位) ①

2021年秋季(計2単位) ③、①

2022年春季(計2単位) ④、⑤

2022年秋季(計2単位) ③、①

2023年春季(計1単位) ⑤

2023年秋季(計2単位) ③、③

- 5) 共通研修区分の「①医療倫理」、「②患者・医療者関係の構築」及び「⑤医療関連法規、医療経済」の各々1単位については日本歯科専門医機構が主催する共通研修を受講することが望ましいとされています。
- 6) 2024年度の日本歯科放射線学会の専門医資格更新から10単位が必要となります。
- 7) 現在、資格要件の周知ならびに移行期間であるため、日本歯科専門

医機構が救済措置として、共通研修の臨時開催や年間4～6単位の取得を認めています。

2023年11月

日本歯科放射線学会 認定委員会